

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

平成三十年六月一日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

板橋 洋一

いたばし洋一後援会

三〇、三、二八

小林 教利

小林のりとしと仲間たちの会

三〇、三、三〇

玉城 隆子

たまきたかこ後援会

三〇、三、一〇

横田 典之

横田のりゆき後援会

三〇、三、七

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体で
なくなつた年月日

吉川 恵子

よしかわ和夫後援会

三〇、三、二七